

法人会だより

かつしかの窓

2014

初夏号

Vol.356



Contents

ストレスと疲労のメカニズム	2~3
法人会活動レポート	4~5
企業紹介(第6地域事業部)	6~7
私の青春-野球	8
平成26年度 税務職員採用試験のお知らせ	9
「領収証」等に係る印紙税	10

葛飾都税事務所からのお知らせ	11
葛飾区役所 税務課からのお知らせ	12
葛飾わくわく!お店探検隊	13
説明会のご案内/編集後記	14
地球温暖化対策報告書	15~16

健康の3要素と ストレス障害

健康には、3つの要素が存在すると考えられます。

第一に、一般にいわれる身体の健康、二番目に、脳、神経系の健康です。

体は健康であっても脳に支障を来たしている場合と

は、精神疾患や痴呆症などがそれに相当します。現在、脳神経疾患が急増しています。

三番目は心の健康であり、これは脳機能とも深く関わります。

体も健康であり、脳も健

康であり、さらに、心の健康を保つことは現代社会において重要なことですし、これら健康の3つの要素が満たされて、初めて本当の健康だらうと考えます。

これら健康の3要素の一部が損なわれると、ヒトは「病は気から」のことわざは、心のストレスが解消疲



管理栄養士 吉岡 美保

シャー、家庭内のトラブルなど、大きな環境変動があり精神的に緊張状態を強いられるとき、人間の脳はその精神状態も「疲れ」として感じ取ります。心の疲れは精神面に表れると考えがちですが、体に異常が表れるケースも多く、その症状は体の疲労からくるものと感じられます。

筋肉は、比較的判りやすくまた回復方法も容易に考えら

れます。

しかし、いくら休んでも

元気な状態に戻らない、ま

たは、少しの活動でもすぐ

に疲労を感じる、という状

態になつた場合、「ただの

疲れ」として見過ごすのは危険です。

疲れは、いつの間にか消

えていくと考へる人が多い

ですが、日々の疲れはその

日のうちに解消しないと、

疲れを溜めてしまうことになつります。

一方、物理的な体の活動

だけでなく、精神的な問題

もまた体に疲れを感じさせ

る原因になります。

例えば、職場の人間関係

のストレス、仕事のプレッ

疲労・ストレス の構造

労感を強く感じます。できない場合に、大きく疲れが出て、体調の不調を訴えることを示しています。

肉体的な疲労のメカニズムは、比較的判りやすくまた回復方法も容易に考えら

れるのですが、内面的な疲労の回復はストレスとの関係で、複雑です。

でも感じるものであり、日常では、意識せずに解消されてしまうことが多いのです。

さらに放置しておくと症状は進行し（慢性疲労症候群）、ついには過労死といふこともあります。

しかし、いくら休んでも元気な状態に戻らない、または、少しの活動でもすぐ

に疲労を感じる、という状態になつた場合、「ただの疲れ」として見過ごすのは危険です。

疲れは、いつの間にか消えていくと考へる人が多いですが、日々の疲れはその日のうちに解消しないと、疲れを溜めてしまうことになつります。

一方、物理的な体の活動だけでなく、精神的な問題もまた体に疲れを感じさせ

る原因になります。

例えば、職場の人間関係のストレス、仕事のプレッ

疲労と食生活

日々の生活の中で、最も疲れを溜める原因になつているのは、過度の労働です。体の疲労を起す人のほとんどはオーバーワーク、つまり働き過ぎで自分の体を十分休ませていません。

食生活は健康を支える基本であり、規則正しくバランスのとれた食事を摂ることに陥ります。

働き過ぎやスポーツをするれば、誰でも疲れを感じますが、健康な状態であれば、栄養を十分に摂り、お風呂に入り、睡眠を十分に摂れば、翌日には元気な状態に回復します。

「疲れ」は、人間なら誰

疲れは、いつの間にか消えていくと考へる人が多いですが、日々の疲れはその日のうちに解消しないと、疲れを溜めてしまうことになつります。

一方、物理的な体の活動だけでなく、精神的な問題もまた体に疲れを感じさせ

る原因になります。

例えば、職場の人間関係のストレス、仕事のプレッ

日々の生活の中で、最も疲れを溜める原因になつているのは、過度の労働です。体の疲労を起す人のほとんどはオーバーワーク、つまり働き過ぎで自分の体を十分休ませていません。

食生活は健康を支える基本であり、規則正しくバランスのとれた食事を摂ることに陥ります。

とで、健康を保つことがで
きます。

しかし、多忙な人ほど食
生活が不規則になりがちで

朝食を摂る時間もなく慌
しく出勤、夜も残業で外食、
忙しさからくるストレスで
過食などが多くなるでしょ
う。

食事を抜くと、エネルギー
源が不足し、疲れやすくな
るのは当然です。

過食や時間が不規則な食
事は、胃腸を疲れさせる原
因にもなります。

また、外食の回数が増え
ると、疲労回復のための必
要な栄養素がバランスよく
摂れないことも多く、この
様な食生活の乱れが、さら
に体への負担が大きくなり
ます。

疲れやすくしてしまいます。
疲れやすく、すぐ動悸や
息切れがするという症状を
示す病気に、貧血がありま
す。

貧血とは、赤血球の中の
ヘモグロビン量が減少した
状態です。

ヘモグロビンは酸素を全
身に運ぶため、その量が減
少すると、酸素不足で疲労
感が出るのです。

貧血の原因には幾つかあ
りますが、よくみられるの
は鉄欠乏性貧血であり、体
に鉄分が不足してヘモグロ
ビン量が減少するのです。

心の疲労

肉体的な疲労と同様に、
私たちは五感全ての感覚を
通してストレス（＝精神的
ストレス）を感じ取ってい
ます。

触覚、嗅覚、味覚、視覚、
聴覚の全てにおいて、危機
を敏感に感じたり、逆に、
安らぎ（＝癒し）を感じ取
る場合があります。

前者を感じ取った場合、
その情報が大脑に伝わり、
多岐に亘る身を守るために
指令が出ます。

その指令が「内分泌・自
律神経系」、「免疫系」、
そして「代謝系」に反映さ
れて、実際の体への信号（＝

表現）として表れることに
なるのです。

非常に責任の重い仕事を
任されていて毎日緊張状態
が続く、会議の連続で息を
抜く暇がない、あるいは帰
宅しても家庭不和のために
リラックスできないといっ
た状況が続くと、知らず知
らずのうちに、心の疲労を
起す可能性があります。

それと同時に、頭がボー
ツとする、のどがカラカラ
になる、腸が過敏になる、
動悸がするなどの身体的症
状が起り、能率が上がり
なくなります。

この症状を体の疲労とし
て実感するのですが、その
裏に心の疲労が潜んでいる
ことを見過ごしてしまって
こともあります。

逆に、体の疲労は自律神
経系に影響を及ぼしますが、
この影響が心の状態に影響
を及ぼすこともあります。

自律神経は、適度に緊張
しているときに働く交感神
経と、リラックスしている
ときに働く副交感神経とか
の活動である「バランスの良い
食生活」、「睡眠と休養」、

ら成立つており、互いにバ
ランスをとりながら機能し
ています。

しかし、緊張状態が連続
すると、交感神経と副交感
神経の切り替えがうまくい
かなくなり、交感神経が過
緊張状態となってしまいま
す。

それは体全体の機能を調

節しているバランスを崩し、
体の様々なところに異常が
起こります。

このように肉体的な疲労
と精神的な疲労が密接に関
連し、結果としてストレス
障害として知られる多くの
肉体的なトラブルが発症し、
時として人の命に関わるよ
うな重症にまで至ることが
あります。

各種疾患の予防や生活の
質の向上に有効です。

例を挙げると、魚の成分
であるドコサヘキサエン酸
(DHA)は、肉体的及び
精神的疲労の回復に有効な
ヘルスフードです。

鮭・イクラの赤色色素成
分であるアスタキサンチン
は、強力な抗酸化作用を有
しており、ストレスや疲労
の際に生体内で生じる活性
酸素を消去して、ストレス
障害や疲労蓄積の進行を抑
える事が出来ます。

ストレス・疲労の 予防医学とスタ ミナ増強

疲労の予防・回復方法と
しては、最も基本的な生命
活動である「バランスの良い
食生活」、「睡眠と休養」、

そして「必要以上の精神的
なストレスを受けない」こ
とに尽きるでしょう。メ
カニズム論からは、肉体的
な疲労回復には血行改善が
最も重要であると言われて
おり、スポーツ後のマッサ
ージや入浴はその良い例で
す。

カニズム論からは、肉体的
な疲労回復には血行改善が
最も重要であると言われて
おり、スポーツ後のマッサ
ージや入浴はその良い例で
す。

養素の積極的な摂取が、効
率良くヒトが持っている回
復能力を高めることも知ら
れており、ヘルスフードと
呼んでいます。

各種疾患の予防や生活の
質の向上に有効です。

例を挙げると、魚の成分
であるドコサヘキサエン酸
(DHA)は、肉体的及び
精神的疲労の回復に有効な
ヘルスフードです。

鮭・イクラの赤色色素成
分であるアスタキサンチン
は、強力な抗酸化作用を有
しており、ストレスや疲労
の際に生体内で生じる活性
酸素を消去して、ストレス
障害や疲労蓄積の進行を抑
える事が出来ます。

しポート

組織委員会

3月19日17時

会員増強表彰式



法人会館3階で表彰式が開催され、25年度は114社の新会員を迎えました。総合優秀賞は1位上千葉、2位亀有南、3位お花茶屋支部が受賞しました。

厚生委員会

2月17日17時

第2回健康セミナー



定例理事会終了後法人会館3階にて、植田美津恵先生を講師に、「戦国武将の健康法に学ぶ」の演題で開催されました。参加者は43名でした。

青年部会

4月11日17時30分

第49回通常総会



49回目の総会が法人会館3階にて開催され、議案は全て承認されました。

税制・厚生委員会

3月6日8時

日帰りバスハイク



当会初の施設見学会を行い、目的地の首都圏外郭放水路へ、41名の参加者にてバスで向かいました。地下放水路の巨大さに皆感嘆していました。

女性部会

2月5日11時

教養研修会・親睦会



法人会館3階で「笑いは健康のもと」の演題にて、蔭山善昭先生を講師に研修会を開催しました。終了後場所を移し、親睦会を行いました。

税制委員会

3月17日17時

税制勉強会



定例理事会終了後に、一圓克彦氏を講師に、「消費税増税にも負けないリピーター創出の極意」の演題で出席者33名にて行われました。

法人会活動

第1地域事業部

2月13日18時

税務研修と健康セミナー



鎌田上席の研修後、健康セミナーは萱沼文子さんとシンガーソングライターの白井貴子さんのお二人より、為になるお話を聞くことが出来ました。

女性部会

3月10日14時30分

女性部会全体連絡協議会



「税に関する絵はがきコンクール」の選考結果発表があり、当会から推薦した作品が優秀賞に選ばれました。その後、講演会と懇親会が行われました。

※

記事の詳細はホームページをご覧ください。

開催日時をクリック頂ければ、全ての記事をご覧いただけます。

立石支部

3月1日

立石安心フェア



安心フェアが開催され、当支部も参加しました。キャプテン翼君の銅像除幕式が行われ、多くの方々のご参加がありました。

立石支部

4月30日

立石駅植栽式



葛飾区長始め葛飾区関係部署、地元商店会、地元町会に混じって、法人会のジャンパーが目立ちました。

女性部会

4月10日

第9回法人会全国女性フォーラム



香川大会には、全国439部会の内362部会が参加され、当会からは4名参加しました。他地区の皆さんと交流ができ、有意義な時間でした。

女性部会

4月21日17時

第29回通常総会



第29回通常総会が来賓各位を迎えて法人会館にて開催され、議案も全て承認されました。昨年にも勝る活動を部会員一同目標に頑張りたいと思っております。

企 業 紹 介

有限会社上田螺子製作所

(東四つ木支部)

昭和37年、真鍮のねじ製造業とし

て四つ木3丁目（本田若宮町）にて創業し、今年で52年目となりました。

現在はステンレスの小径の精密部品・特殊ネジを主力に鉄・真鍮・樹脂精密部品の製作・多品種少量品から量産品まで製造できる体制で営業しております。

切削加工のことなら何でもお気軽にお問い合わせください。

従業員5名と共に高品質の製品をご提供できますよう頑張ております。



会 社 概 要

住 所 葛飾区東四つ木2-12-23

T E L 03-3696-4811

代表取締役 千葉 賴男



〈わが社のモットー〉
・迅速かつ精確、丁寧
・誠心誠意

東京シティ信用金庫 東四つ木支店

(東四つ木支部)

東四つ木支店は、昭和62年12月1日の開店で平成24年1月4日に店舗内・外の改装を行いリニューアルオープンしました。周辺は住宅、中小企業が多く、最近は大型マンションも増えています。最寄りの駅は京成線「四ツ木駅」で、渋江商店街徒歩5分のところにあります。

★地域密着型金融の取組み

地域密着型金融とは、金融機関がお客様との親しい関係を長く、また、より深く保つて、個々のお客様に内在する課題について共に考え、その金融機関の持つノウハウのほか、関連する外部プレーンとも連携して解決の為の行動を起こし、お客様との共存共栄を目指すビジネスモデルです。当金庫は23年度に「当金庫のビジネスモデル」を策定、それに対応する商品群「ソリューションロード」を新商品として打ち出す等を行い、お客様企業のあらゆる経営課題の解決のために一緒になって取り組んでおります。

★経営改善・事業再生支援の取組み

☆中小企業支援

当金庫は「中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業」の支援ポータルサイト（通称・ミラサポ）において、地域の支援機関による中



会 社 概 要

住所 葛飾区東四つ木4-8-16

TEL 03-3695-9811

FAX 03-3695-9814

HP <http://www.shinkin.co.jp/to-city/>

小企業者等支援を目的とした「東京シティプラットフォーム」を構築して中小企業支援に取組んでおります。

☆専門家派遣事業等による支援

中小企業の高度・専門的な経営課題に対応するため、中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業等における専門家派遣を活用した事業支援活動を実施しております。

★特殊詐欺への警戒

特殊詐欺（振り込め詐欺等）の防止のため、全職員が注意を払っています。当金庫ホームページには、ご家族の方へのお願い文や、特殊詐欺への注意点が書いてありますので是非お読み下さい。

おかげさまで、防止率は25年度も上がり、86・2%という高い防止実績となっております。

これからも地域の皆様と共に発展する事を願い、更なる活動に努めて参ります!!

会員企業を紹介します

有限会社辻製作所 (東立石支部)

当社は昭和二十七年に、この地に先代の父親が創業し、今日に到つております。戦時に軍需工場に勤めていた父親が独立し、以来六十年ほど硝子注射筒を製造してきました。創業当時は、物のない時代だったのでかなり苦労したと聞いております。たびたびの台風で中川があふれ注射器の内筒がブカブカと水に浮いて流れされ、拾い集めたこともあつたそうです。三十年ほど前までは、硝子注射筒が医療用でかなり使用されて、全盛期には問屋さんが出来上がるのを待ちきれなくて取りに来ている



会社概要

所在地 葛飾区東立石 4-34-4
TEL 03-3694-0556
代表 表辻 敏行
業種 医療機器製造販売
従業者数 6名

たそうです。徐々に使い捨てのディスポー製品が出回つてき始め、今では医療用では、ほとんど使われなくなっています。それでも工業用や分注器用で需要があるのでなんとかやっていけています。最近では、硝子加工の職人さんの高齢化と人数の激減で将来が見えない状況が続いている。それで注射器以外で、硝子研磨等にも力を注いでいきたいです。ですが、なかなか需要が見い出せず苦慮している所です。景気回復が難しい中とりあえず現状を維持していく、少しでも長く会社が保てるよう頑張っていきたいと思つています。

東法連 特定退職金共済制度

特退共制度の⑤つの魅力

- 従業員1人につき1口1,000円(月額)から30口まで加入できます。
- 掛金は全額損金(または必要経費)に算入できます。
- 過去勤務期間の通算の取扱いを利用できます。(新規加入時のみ)
- 中退共(中小企業退職金共済制度)との重複加入が可能です。
- 簡単な手続きで加入いただけます。

従業員のための退職金を計画的に準備できます。

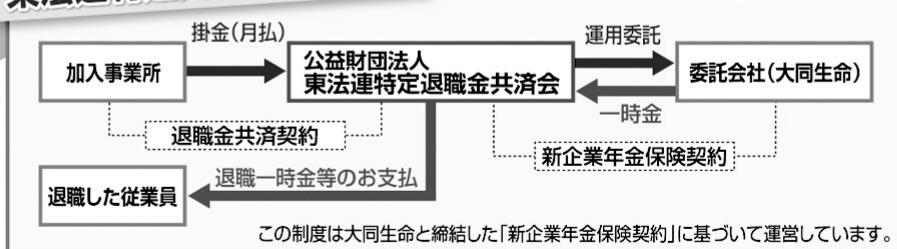


優秀な人材の確保、定着化に役立ちます。

公益財団法人東法連 特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会が母体となって昭和52年に設立されました。
- 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を得て事業を開始し、現在約6千社の事業所に制度をご利用いただけております。
- 東京都知事の公益認定を受けて、平成24年10月に公益財団法人に移行しました。

東法連特退共制度の仕組み



資料請求・
お問い合わせは

TTK 公益
財団法人 東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区坂町13番地4 全法連会館3階
TEL : 03-3357-1641 FAX : 03-3357-1642
<http://www.tohoren-tokutaikyo.or.jp>

私の青春

会長
山田幸三

1960年
社会人野球時代

私を支えた野球
昭和21年、終戦の翌年に中国の南京から一家で引き揚げてきて、一面焼け野原の神戸の親戚を頼つて帰国しました。当時6歳の私はその春から小学校へ入学しました。卒業後中学校から野球を始め、昭和31年野球の名門校の育英高校へ入学し本格的に野球を始め、夢と希望を胸一杯でスターしましたが、現実はそんな生易しいものではありませんでした。当時の野球部は、県内は勿論のこと、全国的にもレベルの高いチームで、一年生部員は100人以上も入部し、総勢200人の部員で大所帯でした。一年生は余程の事がない限り一年間は球拾いで、まずダイヤモンドの中には入れないのが常識でした。一日中大声を上げ、球拾いに明け暮れ、練習が終わってから必ず先輩から殴られるのが日課でした。帰宅後はボールの修理で、糸の切れた部分を縫い合わせする仕事があり、寝るのは大体12時頃が常でした。休みも年に45日しかありませんでした。今想い出してもよく3年間続いたものだと思います。当時私の一年先輩は昭和32年春・夏連続甲子園出場を果たし、全国的にも強豪チームでした。残念ながら甲子園では敗退しましたが、その後投手は阪急ブレーブスへ、捕手は阪神タイガースへ入団する事となりました。

私も県大会では控の捕手としてベンチに入つていましたが、残

念ながら甲子園へは出場できませんでした。その後私が3年生になり、正捕手になりましたが、後に読売ジャイアンツで二塁手として活躍した故土井正三君が一年生で入部してきて一緒にプレーしました。彼も5年前67歳の若さで故人となりました。生前は年数回ゴルフを楽しんでいましたが、残念でした。その後母校も名選手を輩出し、私の6年後輩には近鉄バファローズで実に317勝を挙げ、名球会入りした鈴木啓示投手も後輩の人です。また平成5年第75回夏の甲子園大会では全国優勝しました。本当に母校の活躍は嬉しいものです。

法人会

法人会には昭和55年会社設立と同時に入会し、細田支部の役員となり、その後支部長を3期6年経験し、本部副会長を同じく3期6年、平成21年より会長を務めさせていただいています。その間、葛飾法人会の60周年を迎えて、総務・広報委員会等の大変な努力で記念誌を発行することができ、とても嬉しく思いました。

また、平成25年4月には長年取り組んできた公益社団法人化へ移行できました。役員さんや会員さんの深いご理解とご協力のおかげです。この場をお借りし心よりお礼申し上げます。私も来年は定年を迎え、次世代にバトンタッチする事となります。諸先輩方が築いてこられた伝統ある葛飾法人会を堅持し発展させる事が使命と考えております。これからもどうぞよろしくお願ひいたします。



1991年土井正三氏オリックス監督就任
(東京ドーム球場にて)

平成 26 年度 税務職員採用試験のお知らせ

人事院では、下記のとおり「平成 26 年度税務職員採用試験」を行います。

興味のある方は、税務署までお気軽に問い合わせください。

記

◇ 受 験 資 格

- ① 平成 26 年 4 月 1 日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して 3 年を経過していない者及び平成 27 年 3 月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者
- ② 人事院が①に掲げる者に準ずると認める者

◇ 申込書交付期間

※ できるだけ、インターネットで申込みをしてください。

- ① インターネットによる申込書のダウンロード

平成 26 年 5 月 12 日（月）～7 月 2 日（水）

【インターネット申込専用アドレス <http://www.jinji-shiken.go.jp/jukken.html> からダウンロードすることができる。】

- ② 郵送・持参申込用

平成 26 年 5 月 12 日（月）～6 月 26 日（木）（土・日曜日は除く。）

◇ 申込書受付期間

- ① インターネット

平成 26 年 6 月 23 日（月）～7 月 2 日（水）

【インターネット申込先 <http://www.jinji-shiken.go.jp/jukken.html>】

- ② 郵送又は持参

平成 26 年 6 月 23 日（月）～6 月 26 日（木）

◇ 試 験 日

- ① 第 1 次試験 平成 26 年 9 月 7 日（日）

- ② 第 2 次試験 平成 26 年 10 月 16 日（木）～10 月 24 日（金）のうち、指定する日

※ 詳細については、お気軽に葛飾税務署・総務課（TEL 03-3691-0941 内線 3011）までお尋ねください。

小規模事業者経営改善資金

マル経融資

補助します！
利子の 50% を
区が 3 年間、
+ 低利・手数料無
無担保・無保証

【融資対象】※従業員数 20 名以下

（商業・サービス業 5 名以下）の法人・個人事業主の方

【担保・保証人】不要

【融資限度額】1,500 万円

【返済期間】運転資金 7 年以内 設備資金 10 年以内

【金 利】1.45%（平成 26 年 4 月 9 日現在）

【必要書類】2 期分の決算書及び確定申告書（控）等

※この融資限度額、返済期間の取扱いは、
平成 26 年 3 月 31 日の日本政策金融公庫受付分までとなります。

※会員・非会員の方問わずご利用いただけます。



弁護士・税理士等による窓口専門相談 も実施中
(無料相談・予約優先)

※事業に関するご相談に限ります。

各種経営のご相談・融資のお問い合わせは、

東京商工会議所 葛飾支部

葛飾区青戸 7-2-1 テクノプラザかつしか 3 階

TEL (3838)5656 FAX (3838)5657

「領収証」等に係る印紙税の 非課税範囲が拡大されました

(平成 26 年 4 月 1 日以降作成されるものに適用されます)

平成 25 年 4 月
国 税 庁

「所得税法等の一部を改正する法律」により、印紙税法の一部が改正され、平成 26 年 4 月 1 日以降に作成される「金銭又は有価証券の受取書」に係る印紙税の非課税範囲が拡大されました。

「金銭又は有価証券の受取書」に係る非課税範囲の拡大

現在、「金銭又は有価証券の受取書」については、記載された受取金額が 3 万円未満のものが非課税とされていますが、平成 26 年 4 月 1 日以降に作成されるものについては、受取金額が5 万円未満のものについて非課税とされることとなりました。

「金銭又は有価証券の受取書」とは

「金銭又は有価証券の受取書」とは、金銭又は有価証券を受領した者が、その受領事実を証明するために作成し、相手方に交付する証拠証書をいいます。

したがって、「領収証」、「領収書」、「受取書」や「レシート」はもちろんのこと、金銭又は有価証券の受領事実を証明するために請求書や納品書などに「代済」、「相済」、「了」などと記入したもの、さらには、「お買上票」などと称するもので、その作成の目的が金銭又は有価証券の受領事実を証明するために作成するものであるときは、金銭又は有価証券の受取書に該当します。

(注) 1 印紙税の納付の必要がない文書に誤って収入印紙を貼ったような場合には、所轄税務署長に過誤納となった文書の原本を提示し、過誤納の事実の確認を受けることにより印紙税の還付を受けることができます。

「領収証」等を取引の相手方に交付している場合でも、過誤納の事実の確認を受けるには、過誤納となった文書の原本を提示する必要がありますので、収入印紙を貼る際には誤りのないようご注意ください。

2 消費税及び地方消費税の金額（以下「消費税額等」といいます。）が区分記載されている場合又は税込価格及び税抜価格が記載されていることにより、その取引にあたって課されるべき消費税額等が明らかとなる場合には、その消費税額等の金額は「領収証」等に記載された受取金額に含めないこととされています。

- 還付を受けるための手続など、印紙税についてお分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署（電話相談センター）へお尋ねください。
- 国税庁ホームページでは税に関する情報等を提供しています。税に関する質問についてはタックス・アンサー（よくある税の質問）もご利用ください。

【 国税庁ホームページ www.nta.go.jp 】



この社会あなたの税がいきている

葛飾都税事務所からのお知らせ

☎ 3697 - 7511

平成 26 年度の固定資産税・都市計画税の軽減措置についてお知らせします（23 区内）

項目	軽減の対象	軽減の割合等	申請
商業地等に対する負担水準上限引下げ減額措置	負担水準※1が 65%を超える商業地等※2 ※ 1 負担水準…固定資産税の価格等に対する前年度の課税標準額の割合 ※ 2 商業地等…住宅用地以外の宅地等（店舗・工場の敷地、駐車場など）	負担水準 65%に相当する固定資産税・都市計画税の税額まで軽減	不要
小規模非住宅用地に対する減免措置	一画地の面積が 400m ² 以下の非住宅用地（個人又は資本金等が 1 億円以下の法人が所有する土地に限ります。）	200m ² までの部分の固定資産税・都市計画税の 2 割を減免	申請が必要です (申請期限：平成 26 年 12 月 26 日) 前年度に減免を受けた方で、用途を変更していない方は、新たに申請する必要はありません。
小規模住宅用地に対する軽減措置 (都市計画税のみ)	住宅 1 戸につき 200m ² までの土地	都市計画税の 2 分の 1 を軽減	不要
税額が前年度の 1.1 倍を超える土地に対する減額措置	税額が前年度の 1.1 倍を超える土地	平成 26 年度の固定資産税・都市計画税の税額が、前年度の税額の 1.1 倍を超える場合に当該超える額に相当する税額を減額なお、地積・利用状況等に変更があった場合、前年度の税額の 1.1 倍を超えることがあります。	不要
耐震化のための建替えを行った住宅に対する減免措置	昭和 57 年 1 月 1 日以前からある家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、平成 27 年 12 月 31 日までに新築された住宅で一定要件を満たすもの（新築マンションを購入した場合も、要件に該当すれば減免されます。）	新築後新たに課税される年度から 3 年度分について固定資産税・都市計画税の全額を減免（減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。）	申請が必要です 申請期限は新築した年の翌々年（1 月 1 日新築の場合は翌年）の 2 月末日です。
耐震化のための改修を行った住宅に対する減免措置	昭和 57 年 1 月 1 日以前からある住宅で、平成 27 年 12 月 31 日までに耐震改修を行った住宅のうち一定要件を満たすもの	改修完了日の翌年度分（1 月 1 日完了の場合はその年度分）から下記の期間について耐震減額適用後、住宅 1 戸あたり 120m ² 相当分までの固定資産税・都市計画税の全額を減免	申請が必要です 申請期限は改修完了後 3 ヶ月以内です。

改修完了日	減免の期間
平成 22 年 1 月 1 日 ～平成 24 年 12 月 31 日	2 年間
平成 25 年 1 月 1 日 ～平成 27 年 12 月 31 日	1 年間※

※住宅が耐震改修の完了前に、建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する通行障害既存耐震不適格建築物に該当する場合は 2 年間

葛飾区役所 税務課からのお知らせ

葛飾区立石 5-13-1

TEL03(3695)1111(代)

特別徴収義務者のみなさまへ

<問い合わせ先> 課税係 直通 03(5654)8550

(会社等で社員の方の特別区民税・都民税を徴収して納入されている給与支払者の方)

特別区民税・都民税の特別徴収税額決定変更通知書をご確認ください

平成26年度特別区民税・都民税の特別徴収税額決定変更通知書を、5月9日(金)に送付します。

特別徴収税額決定変更通知書の「特別徴収義務者用(会社用)」及び「納税義務者用(社員個人用)」のご確認をお願いします。

◆◇◆特別徴収の納税義務者の転勤・退職など、異動届書等の提出について◆◇◆

給与所得等に係る「特別区民税・都民税」特別徴収のしおりを同封しますので、次のような変更等が生じましたら変更届書の提出をお願いします。

● 給与支払報告・特別徴収にかかる給与所得者異動届出書

年の途中で退職・転勤・休職等により、特別区民税・都民税を徴収することができなくなった場合は、必ず提出をお願いします。

● 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

会社等の所在地・電話番号・名称・送付先等に変更が生じた場合に使用します。

● 特別区民税・都民税 特別徴収への切替申請書

普通徴収(個人で納付する方法)から特別徴収に切り替える場合に使用します。

普通徴収の納税義務者のみなさまへ

<問い合わせ先> 課税係 直通 03(5654)8550

(自営業・年金生活者の方など個人で納付する方)

税額決定納税通知書をご確認ください

平成26年度特別区民税・都民税の税額決定納税通知書を6月10日(火)に送付します。

税額決定納税通知書の内容をご確認のうえ、納期内の納付にご協力をお願いします。

●各期の納期限は次のとおりです。

第1期 6月30日(月) 第2期 9月1日(月) 第3期 10月31日(金) 第4期 平成27年2月2日(月)

5月は軽自動車税の納期です <問い合わせ先> 収納管理係 直通 03(5654)8201

平成26年度の軽自動車税納税通知書は、5月12日(月)に発送します。

軽自動車税を納めていただく方は、平成26年4月1日現在、原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車を所有している方です。6月2日(月)までにご納付をお願いします。

【納付方法】 各金融機関、郵便局(ゆうちょ銀行)、区役所税務課(本館3階321番④の窓口)、

区民事務所・区民サービスコーナー、コンビニエンスストアで納めることができます。

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。また、4月2日以降に廃車・譲渡された方でも、その年の一年分の軽自動車税がかかりますので、ご了承ください。なお、所有していない軽自動車の納税通知書が届いた場合は、廃車・譲渡の手続きがとられているかどうかご確認ください。



【住所】お花茶屋 1-18-13

【営業時間】17:00 ~ 23:00

【定休日】第1・3月曜日

(祝日は営業)

(お花茶屋支部)

03-3602-2975 串道樂ふなちゅう お花茶屋店

串道樂ふなちゅう お花茶屋店

仕事帰りに無性においしい焼き鳥とビールを楽しみたいことがある。そんな時にお勧めなのが京成本線お花茶屋駅から徒歩1分、線路沿いにある串道樂ふなちゅうお花茶屋店だ。料理のお勧め&メインは新鮮な岩手産菜彩鶏の焼き鳥と串焼き。焼き鳥は店内で1本1本串に刺し、備長炭で炭火焼している(1本170円)。もう一つのお勧めは「ウナギ」。鹿児島産のウナギを使った「うな重定食」2600円など。

1本串に刺し、備長炭で炭火焼している(1本170円)。もう一つのお勧めは「ウナギ」。鹿児島産のウナギを使つた「うな重定食」2600円など。ワインなど、特に日本酒にはこのお得な「お疲れ様セット」(980円)は生ビール(中ジョッキ)・酎ハイ・サワー・カクテル席はカウンターとテーブル席、2階は襖で仕切られたお座敷が3部屋。仕切りの襖をとると約40名まで着席が可能だ。座敷席では会合・宴会・法事など予算に合わせたメニューを用意することが可能とれる方にぜひお勧めしたい。好き

うまい酒と焼き鳥で
ほっと一息



仕事の疲れも吹っ飛ぶ「お疲れ様セット」。クセになるうまさだ。

萬飾わくわく!お店探検隊

文と写真
若澤由紀子

取材協力店大募集…6千人の読者に向けて、お店のアピールをしてみませんか!(費用はかかりません)。
090-6484-9981/FAX 047-472-0190/メール iwasawa@roku-design.com

03-3657-2525

ゑびす家

(株)ゑびす家

柴又の参道にたたずむ 伝統のうなぎ・日本料理屋



【住所】柴又 7-3-7

【営業時間】11:00 ~ 19:00

(L.O.18:30)

【定休日】不定休

(柴又支部)

天明年間創業、川魚料理が中心の和食のゑびす家。店内はテーブル席と座敷席があり、気軽に食事を楽しむことができる。おすすめはゑびす家御前(松・竹・梅)各3500円。蒸し、それに松にはさしみ、お

うなぎ入りご飯、煮物、茶わん

うなぎのタレはつぎ足しされたり、うなぎと鰯のどちらも味わえるのは川魚御前(2250円)。

あらい、鯉こく、うなぎ入りご飯に自家製の草団子も付いている。定食はうな重(きも吸い付き・2800円)の他、あらい定食(鯉こく付き・1500円)、天ぷら定食(吸物付き・160円)など。

うなぎのタレはつぎ足しされたゑびす家独自のもの。つぎ足すことでしょうゆの角が取れ、また味のそれがないそうだ。「料亭」では団体会席、お昼の各料理が用意されているので、人数や用途に合わせて相談してもらいたい。個室で料亭の料理を楽しむことができる。柴又帝釈天に行つた折にはぜひ立ち寄つてみたいお店だ。



■表紙のイラストについて■



京成あ花茶屋駅の線路を挟んで北側にある公園の風景です。昔はタイヤ工場があったのですが、きれいに整備されてバスの停まるロータリーや広場、ちょっとしたイベントステージなどのある公園になりました。

絵の右側は少し変わった形の公衆トイレです。この家族、これからお昼に行くようですがお姉ちゃんの機嫌があまり良くないようです。弟と喧嘩でもしたのでしょうか。弟は小さいのに食にこだわりがあるようです。

イラスト：かつしかけいた

第2回定期総会

日時：平成26年6月11日（水）午後3時
会場：葛飾法人会館3階大会議室
会費：5,000円（情報交換会参加者）

※ 詳細は、別途正会員の皆様に往復ハガキにてご案内しましたものをご覧ください。

第17回政治経済講演会

日時：平成26年8月27日（水）午後6時
会場：かつしかシンフォニーヒルズ
モーツアルトホール
講師：田崎史郎氏

演題 「日本は良くなるか
～政治と経済の行方～」

※詳細は同封の（または一緒に配布されました）チラシをご覧の上お申し込みください。

◆一般の方も参加できます。但し、葛飾区在住勤者に限ります。

編集後記

街の優しさ

今日電車の廣告 第2の人生〇〇だけですか？ドキ。趣味とか教養とか旅行 スポーツ体を動かすこといろいろありますよね。趣味というのは他人が立ち入れないもの そう思っています。興味はそれぞれです。

えっ！そんなものがと思われるものそれが生きがいなのでしょう。たわいもないものの収集これも人生です。形のないものもあります。季節の移ろいです。この初夏号がお手元に届く頃しみじみ季節を感じる頃ですよね。新緑から感じる人生の季節楽しい思いです。

第2の人生じゃなくても今日、そして明日が人生の一里塚です。「かつしかの窓」何かお手伝いができるべと、ちょっと生意気なこと考えていました。公益社団法人葛飾法人会のホームページが地元の催しと法人会活動を結びつけていると自負しております。行事などお伝えできればと考えております。よろしくお願ひいたします。

（広報委員長細谷政男）

訃報



当会東四つ木南支部長徳田浩様が5月10日ご逝去されました。
享年67歳。

氏は、平成25年5月支部長に就任され、当会の発展に大変ご尽力頂きました。

ここに謹んで哀悼の意を表しますとともに、心よりご冥福をお祈り申し上げます。

◆説明会のご案内◆

決算法人説明会

開催日	時間	場所
7月 23日(水)	13:30~16:00	葛飾法人会館
8月 6日(水)	13:30~16:00	葛飾法人会館
9月 3日(水) 4日(木)	13:30~16:00	葛飾法人会館
10月 2日(木)	13:30~16:00	葛飾法人会館

新設法人説明会

10月 8日(水)	13:30~16:00	葛飾法人会館
-----------	-------------	--------

かつしかの窓

NO.356(通巻59巻)

平成26年5月25日発行

発行所 公益社団法人 葛飾法人会

葛飾区立石7丁目29番2号 TEL3693-3744 FAX3693-3906

URL <http://www.katsuhou.net> E-mail info@katsuhou.net

発行人 山田幸三 編集人 細谷政男

葛飾法人会会員の方は法人税申告書別表一（一）の上部欄外の右上部分に

このシールを張ってご提出ください。（OCR用紙には貼らないでください。）

→



東京都提出 「地球温暖化対策報告書」 作成希望依頼書

東京都地球温暖化対策報告書を提出したいので、下記内容に基づいた作成を依頼します。

●企業情報記入欄

法 人 名			
代 表 者 名		役職	
担 当 者 名		役職	

※代表者、担当者ともに必ずフルネームでご記入ください。

業 種			
-----	--	--	--

※業種についてはなるべく詳しくご記入ください。

例) 単に「製造業」ではなく、「プラスチック容器製造業」や「建築用金属部品製造業」等、細かく記入。

また、細かく分類した際に複数の分野にまたがる場合は、最も主要なもの一つを記入下さい。

なお、**日本標準産業分類の細分類番号4ケタをご記入頂ければ、詳しくご記入いただかなくてかまいません。**

本社所在地	〒		
連絡先	 fax		
延床面積		事業所等の実績年度の エネルギー使用期間	<input type="checkbox"/> 1年度分 <input type="checkbox"/> 1年未満
所有形態	<input type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> 他者所有	報告範囲	<input type="checkbox"/> 建物の全部 <input type="checkbox"/> 建物の一部(テナント) <input type="checkbox"/> 建物の一部(その他)
報告範囲の 主たる用途 (延床面積の 約50%以上)	<input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 商業施設(物販) <input type="checkbox"/> 商業施設(飲食) <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 複合施設 <input type="checkbox"/> その他()		

●エネルギー使用量記入欄 (年次データ-平成25年4月分から平成26年3月分まで)

使用料		
都 市 ガ ス	Nm ²	
L P G	kg	
灯 油	L	
その他の燃料	単位()	
電 気 (特に契約をしていない場合は、その他に記入ください。)	買電(昼:8~22時)	kWh
	買電(夜:22~翌8時)	kWh
	その他(昼夜不明を含む)	kWh
水 道	水道及び工業用水道	m ³
	公共下水道	m ³

地球温暖化対策や省エネ対策として特別に取り組んでいる事があればご記入ください。また前年度の報告内容からの変更点があれば記載ください。

↑上記使用になっているエネルギーの数値をご記入ください！

◇本社以外に東京都内の支店・営業所をお持ちの方は、お手数でも用紙をコピーして、所在地・面積・エネルギーデータ等ご記入の上、支店等分の依頼書も合わせてご提出ください。

※平成25年4月から平成26年3月の途中で開設・閉鎖された、支店・営業所については、その旨をお書

◆提出書類には**会社印(丸印)**が必要です。報告書作成後ご連絡をしますのでよろしくお願ひします。

ご回答下さった方には、もれなく東京和晒社製の特製手ぬぐいをプレゼントいたします。

葛飾法人会 事務局 : FAX 03-3693-3906



初めての

書類作りを法人会がお手伝い！

地球温暖化対策報告書 を提出してみませんか？

- 葛飾法人会では、区内の事業者の皆様に「地球温暖化対策報告書」の提出を呼びかけています。
- この報告書は、東京都条例に基づく制度で、各事業所が平成25年4月から平成26年3月までの1年間に使用した電気・ガス・水道・灯油の量(料金ではなく使用量)を調べて報告書に記載し、東京都へ提出することで減税などのメリットが受けられるようになっています。
- 報告書の提出にあたり書類作成を法人会がお手伝いさせていただきます。
- このご案内の裏面をコピーし、必要事項をご記入の上、葛飾法人会事務局まで、FAX、または郵送にてお送りください。

FAX番号 03-3693-3906

送り先 ⑤ 124-0012

葛飾区立石7-29-2
公益社団法人 葛飾法人会 宛

《締 切》

平成26年7月31日(木) 法人会到着分

エネルギーの使用量につきましては、各請求書、検針票等でお調べ頂く以外に、下記の各事業所に(お手元に請求書等をお持ちになり)電話にて問い合わせて頂ければ1年分の確認ができます。

電気：東京電力(株)東京カスタマーセンター(第一)

TEL 0120-995-002(フリーダイヤル)
TEL 03-6374-8936

ガス：東京ガスお客様センター(都市ガス)

TEL 0570-002211(ナビダイヤル)
TEL 03-3603-0361

水道：水道局お客様センター

TEL 03-5326-1101

※自動車の燃料として使用したガソリン、軽油は報告対象外です。

申込み・問い合わせ先

・事業税の減免関すること

(法人) 東京都主税局 課税部 法人課税指導課

TEL 03-5388-2963

(個人) 東京都主税局 課税部 課税指導課 個人事業税係

TEL 03-5388-2969

URL : <http://www.tax.metro.tokyo.jp/kazei/info/kangen-tokyo.html>

・導入推奨機器関すること

クール・ネット東京 ヘルプデスク

TEL 03-5388-3408

URL : http://www8.kankyo.metro.tokyo.jp/eco_energy/index.html

このようなメリットもあります！

中小企業向け省エネ促進税制

- 都内中小規模事業所において、省エネルギー設備等を取得した場合に、事業税(法人事業税・個人事業税)を減免します。

【制度概要】

■対象者

「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者
※資本金1億円以下の法人、個人事業者

■対象設備

- ①温室効果ガス総量削減義務対象外の事業所で取得した設備
 - ②省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備で環境局が導入推奨機器として指定した設備
 - 空調設備(エアコン・ガスヒートポンプ式冷暖房機)
 - 照明設備(蛍光灯照明器具・LED照明器具・LED誘導灯器具)
- ※H25.7.1より対象設備追加
- 小型ボイラー設備
 - 再生可能エネルギー設備(太陽光発電システム・太陽熱利用システム)
- ※指定された機器の型式番号は、環境局ホームページで公表しています。

■減免額

設備の取得価格(上限2,000万円)の1/2を取得事業年度の事業税額から減免します

※減免を受ける事業年度の事業税額の2分の1を限度とします

※減免しきれなかった額は、翌年度の事業税額から減免可

■対象期間

(法人) 平成22年3月31日から平成27年3月30日まで
に終了する各事業年度

(個人) 平成22年1月1日から平成26年12月31日まで



公益社団法人葛飾法人会
社会貢献委員会